

尼崎市教育委員会 4月定例会 会議録

1 開会及び閉会の日時

平成26年4月28日 午後4時04分～午後5時28分

2 出席委員及び欠席委員

|          |      |
|----------|------|
| 出席委員 委員長 | 濱田英世 |
| 職務代行者    | 磯田雅司 |
| 委員       | 岡本元興 |
| 委員       | 仲島正教 |
| 教育長      | 徳田耕造 |

3 出席した事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 教育次長        | 中川一   |
| 管理部長        | 富永謙一  |
| 学校計画担当部長    | 舟本康弘  |
| 施設担当部長      | 下村芳範  |
| 学校教育部長      | 西川嘉彦  |
| 社会教育部長      | 吉田淳史  |
| 企画管理課長      | 牧直宏   |
| 幼稚園教育振興担当課長 | 中道直生  |
| 職員課長        | 井上潤一  |
| 学務課長        | 高木健司  |
| 学校保健課長      | 森山太嗣  |
| 社会教育課長      | 安福真理子 |
| 中央公民館長      | 松田陽子  |

日程第1 会議録の承認

日程第2 議 事

(1) 報告第12号 専決処分について（人事異動の発令に関する訓令の制定について）

(2) 報告第13号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入

学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について)

- (3) 報告第14号 専決処分について(尼崎市子ども・子育て審議会委員の解  
嘱について)
- (4) 議案第19号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (5) 議案第20号 尼崎市修学援助金交付規則の全部を改正する規則について
- (6) 議案第21号 調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定に  
ついて

日程第3 協議・報告事項

- (1) 「梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議」の設置について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時4分、委員長は開会を宣した。

委員長 日程第2の「議事」について、徳田教育長から「発議」がありますので、  
発言を認めます。徳田教育長。

教育長 日程第2「議事」の「報告第13号 専決処分について、すなわち尼崎  
市私立大学及び私立高等学校等入学支度金償還金請求事件の訴えの提起に  
ついて」、「報告第14号 専決処分について、すなわち尼崎市子ども・子  
育て審議会委員の解嘱について」及び、「議案第19号 尼崎市子ども・子  
育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報に係る内容も含めて審議す  
ることになるため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがで  
しょうか。

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言を許します。

質疑がないようですので、ただいまの徳田教育長からの発議について、  
これより採決に入ります。

お諮りいたします。徳田教育長からの発議のとおり決することに異議ご  
ざいませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。

よって、日程第2「議事」の「報告第13号 専決処分について、すな

わち尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について」、「報告第14号 専決処分について、すなわち尼崎市子ども・子育て審議会委員の解嘱について」及び、「議案第19号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち「委員長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件」に該当するため、公開しないことと決しました。

また、日程第2「議事」の「議案第21号 調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について」は、会議規則第6条の2第1項第3号、すなわち「訴訟、調停、和解及び不服申し立てに関する事件」に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、日程第2「議事」の「議案第21号 調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定について」は、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました、「報告第13号」、「報告第14号」、「議案第19号」及び、「議案第21号」は、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1の「会議録の承認」について、報告を求めます。企画管理課長。

企画管理課長 3月臨時会、3月定例会、4月臨時会会議録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。

3月臨時会、3月定例会、4月臨時会会議録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって会議録は、報告のとおり承認することといたします。

委員長 次に、日程第2「議事」に移ります。

「報告第12号 専決処分について、すなわち人事異動の発令に関する訓令の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。職員課長。

職員課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。報告第12号を報告のとおり承認することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、報告第12号を報告のとおり承認いたしました。

委員長 続いて、「議案第20号 尼崎市修学援助金交付規則の全部を改正する規則について」を議題といたします。学務課長。

学務課長 (提案理由説明)

委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 兵庫県により高校生等の奨学のための給付金制度が創設されるため、これまでの尼崎市独自の修学援助金制度の兵庫県制度への転換を見据えた上で、現行の助成額の水準を維持できるよう制度の見直しを行うとのことだが、現在の尼崎市独自の制度とは何か。

学務課長 現行の高校生は修学援助金制度のみなのだが、尼崎市独自に、国公立高等学校は年額6万円、私立高等学校は年額7万2千円を支給している。

委員 それで県にはない尼崎独自の制度ということか。

学務課長 そのとおりである。支給の制度設計は、国が定めたものである。それを県が、事務受任する形で、私立高等学校、県立高等学校、各種専門学校を県が所管している。そのため、市立高等学校のみ本市の所管となる。現行本市は、国公立高等学校に対しては6万円、私立高等学校に対しては、7万2千円、そして、朝鮮高級学校に対しても支給してきた。それが、この

度の兵庫県における奨学のための給付金制度の変更に伴い、尼崎市も制度を転換することとなった。具体的には、兵庫県の給付制度は、「第1子の高校生がいる世帯」については、国公立高等学校等へは年額3万7千4百円、私立高等学校へは3万8千円となるが、これは本市が今まで給付してきた額より下回っている。この下回っている差額分については、現行の金額水準にあわせるために本市から給付する。しかし、第2子以降については、県の奨学のための給付金の方が多くなるため、本市から給付することはせず第2子以降は県からの支給にすることとした。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第20号を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

委員長 次に、日程第3「協議・報告事項」の「梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議の設置について」報告を求めます。社会教育課長。

社会教育課長 (報告内容説明)

委員長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

委員 梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議の委員募集の締切は終わっているのか。

社会教育課長 チラシは配布させてもらっており、応募締切は4月25日であった。

委員 どのような方が応募してきたのか。

社会教育課長 5名の方から応募があった。5月に入れば選考委員会で選考を行うとのことだ。

委員 他に委員は既に決定しているのか。

社会教育課長 学識経験者については公共施設担当より依頼しているとのことである。社会教育関係者として2名選出して欲しいとの依頼があり、社会教育審議会と、公民館運営審議会より1名ずつ選出することとしている。

委員 公共施設を一般に使える施設にしていくという考えを持っていると聞いているが、生涯学習の意味合いが強い公民館との整合性はどのようにして、どのような方向性で議論していくのか。議論を行う上で、テーマのようなものはあるのか。今回の「梅香小学校敷地複合施設のあり方市民会議」設置してどのような試論をし、どのような公民館にしていくかを教えて欲しい。

委員 ビジョンが分からない。現行の公民館で行くのか、それとも何か他市とは違う取組を行うのか。教育委員会はどのような公民館をイメージしているのか。何かビジョンがないと、選出した委員で何を話し合うのかも分からない。

社会教育課長 市民会議については広く市民の意見を聞きたいという趣旨なので、会議の場で全てが決まってしまうということではない。社会教育委員会議や、公民館運営審議会の方でも、途中経過を共有しながら審議を進めていくつもりでいる。

委員 複合施設がどのような施設との複合になるのか、決まっていなければ今回の会議で何をどうしていくか、といった話になるのではないかなとは思う。ただ、中央公民館と多目的ホール等との複合施設ということをして市として決定し、決まっている段階でこの複合施設で何をどうして行くか話し合うと言われても、形だけの会議になるのではないかと懸念している。そうではなくて、市民の方から、このような意見を求めている、このようなことをしていきたいがどう思うか、どのようにすればいいか、といった形で進めていくべきではないか。

教育次長 今回の会議の設置は、市長部局である資産統括局主体で実施している。複合施設の場所は梅香小学校の跡地である。その旨は、配布させていただいている資料にも記載しているが、生涯学習の推進機能を備えた中央公民館と多目的ホール等の複合施設の設置場所とする方向で昨年に庁内決定を行い、議会へも報告したところである。その経緯を踏まえた上で、委員からご質問をいただいているこの会議の概要については、中央公民館と多目的ホール等の複合施設について、生涯学習の推進機能などの施設機能や使用、利用についてのあり方を検討するにあたり、市民の意見を聴取するた

めに設置するものである。市民の自由な意見を交換する場である。ただ、今回の市民の会議体は、市長部局である公共施設担当が設置し、市民意見も聞きながら検討を進めていくこととしている。教育委員会としては、中央公民館の本来あるべき姿というものを失わないようにするため、社会教育委員、公民館運営審議会委員にも意見をもらいながら、進めていくことになる。いずれにしても、公共施設のあり方は、最終的には市として決めていかなくてはならないことなので、市民の方にも広く意見をもらうため、市民会議を設置することとなったものである。

委員 市民から広く意見を聞くのはいいのだが、社会教育委員の方や、公民館運営審議会委員の方々が参加されるということは、そもそも社会教育委員会会議や中央公民館運営審議会会議の中で、この話は出ているのか。出ているならば、どのような意見が出たのか聞きたいのだが。教育委員会でその報告が未だにないのが気になる。社会教育委員会会議や中央公民館運営審議会の中で、今回の複合施設の中での、公民館のあり方というのが、どのようなビジョンをもっているのかが知りたい。

社会教育課長 公共施設の再配置で複合施設を設置することになったことは説明している。しかし、今後、議論していただき意見を頂戴することもあるかもしれないが、複合施設の中での公民館のあり方をどのように考えていくかについてのまとまった意見や議論はまだ集約していない。

委員 それでは社会教育委員会会議や公民館運営審議会が市民公募委員と同じ段階ということか。

社会教育課長 市民会議を開催する度に、社会教育委員会会議と、公民館運営審議会に会議で意見を報告しようと考えている。そのような形でそれぞれの意見を反映できるようにしたいと考えている。

委員 会議に出される公民館のあり方についての共通ビジョンをまとめて、教育委員会のこの場で提出してもらえるのか。

中央公民館長 それについて、配付資料に記載されている、市民会議の議論のテーマについて少し説明させていただきます。まず最初のテーマに、公共施設の現状・課題や市の取組内容等に係る説明との記載があるが、これは公共施設のリソース管理についての事だと考えている。つまり、公共

施設の活用、維持、保全の仕方について説明させてもらおうとするものである。

次に、生涯学習などに係る施設機能についての意見聴取とあるが、これは社会教育部門で活躍されている方々の意見を聞き、それを市民会議の場でも投げかけ、その会議でまとめた市民の意見を社会教育委員会議や公民館運営審議会でもフィードバックし、さらに議論してもらおうものと考えている。中央公民館としても、梅香小学校の敷地を利用し、このような複合施設を設置するというのを正式に知ったのは、昨年12月の総務消防委員協議会で報告されることが決まった際である。総務消防委員協議会の翌日に開催した公民館運営審議会では梅香小学校の敷地利用の検討状況を報告した。公民館運営審議会は公民館の事業について審議していただくものなので、どのような公民館ならば利用者に満足してもらえる公民館事業が実施できるかについて議論してもらうことになる。このことについては次の3月の公民館運営審議会の折に説明した。今度の5月の公民館運営審議会でもその議論を深めていただこうと考えている。

最後に挙げられている項目は仕様等の意見聴取ということだが、これについても公民館運営審議会の方と、市民会議の方の意見を聴取し、まとめていくものと考えている。

以上の議論のまとめ方について、教育委員会としてどのように意見集約していくかはまだ決定はしていないが、いずれにしても、社会教育委員会議や中央公民館審議会の意見をまとめて、その意見は市民会議にも報告した上で意見集約し、教育委員会へも報告させていただこうと考えている。

委員 社会教育委員会議には、先ほどの中央公民館長の説明した内容は伝達しているのか。

社会教育課長 社会教育委員会議にも、昨年度の12月の会議の場で報告している。3月にも進捗状況の説明を兼ねて報告しているので、5月に議論を深めていただこうと考えている。

委員 そこでまとまった場合には教育委員会の場で報告して欲しい。社会教育委員会議が5月12日と26日に会議があるようだが、その会議後にはまとめて報告してもらえるのか。



教育次長 スケジュールでは5月から8月に5回程度開催するという事になって  
いるので、日程は流動的になる可能性はあるが、会議が開催されれば、現  
状の状況や議論の内容は報告させていただこうと考えている。ただ、公共  
施設のあり方に関しては、市民会議ではなく、市として最終決定するもの  
なので、最終決定の前に教育委員へご説明することになる。

委員 公募委員はこの会議にどのような意見をもって代表として出席すればい  
いのかを聞きたいのだが。この会議の結果はもちろん報告はしてもらいた  
いが、それよりもまず大事なのは、どのようなビジョンを持ってこの会議  
に出席するのかという事だと思うが。

委員 日本一の公民館を設置して欲しいと考えている。施設の様子が変わり、  
建物がきれいになることはいいことだと思う。しかし、それよりも生涯学  
習機能面でどの点がすぐれているのかのビジョンがあるといいと思う。全  
国にどのような公民館があるか調べて、尼崎市の考える新しい公民館を説  
明し、そこから議論してもらうのがいいのではないか。

公共施設は市が主体的に行っているのは分かるが、少なくとも教育委員  
会はどのような考えを持って今回の複合施設に臨むのかを聞きたい。その  
考えはいつ聞けるのかと聞いているのだが。

社会教育部長 市民会議が5月から開始することを考えると、社会教育委員会議と公民  
館運営審議会へ当初から説明することは難しい。ただ、意見集約の流れと  
しては市民会議の10名の意見を集約して、社会教育委員会議、公民館運  
営審議会に報告していき、協議、議論していきたいと考えている。8月ま  
でに5回開催する予定としているが、いつまでに意見を集約できるかは現  
時点では明言できない。ただ、市民会議の意見がでる度にその都度報告は  
まとめていきたい。

委員 今現時点で、教育委員会の意見の基本的な方向性を示すことはできない  
のか。

社会教育部長 各地域の情報収集をし、市民会議での意見や社会教育委員会議、公民館  
運営審議会の専門的な意見を取り入れてより良い方向性にまとめたうえで  
教育委員会へ報告していけたらと考えている。

委員 現時点で持っている情報を精査し、報告してもらうのは可能か。

中央公民館長 現時点では、施設の機能に対する意見が大半である。

委 員 員 どうしても施設関係の話が多くなってしまふのは仕方がないと思う。それを避けるためにはビジョンが必要だと思う。今の現段階で施設の話しか出ていないなら、次はこうしてはどうか、これを議論してもらったらどうか、といった意見が教育委員会を出せると思う。そのためにも現時点の意見を、事務局の考えを集約し、教育委員会で報告して欲しい。

中央公民館長 5月の会議でももう少し具体的な意見を出していただきたいとは説明している。

委 員 員 もちろん施設関係は大事だ。ただ、それだけではなく、もう少しビジョンを含めた意見を集約して欲しい、との意見が教育委員会から出たという事を説明してもらって会議を進めて欲しい。

中央公民館長 本日の定例会で出た意見を説明し会議を進めていくようにしたい。

委 員 員 複合施設というのは公民館と多目的ホールで形成するというのは決まっているのか。

中央公民館長 決まっている。その複合施設の中にある、中央公民館の使用、利用に関する事は公民館運営審議会で議論していこうと考えている。

委 員 員 5月の社会教育委員会議や公民館運営審議会で施設のことだけではなくて、公民館をどうして行きたいかという意見を集約してもらえればと思う。

委 員 員 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

委 員 員 長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。企画管理課長。

企画管理課長 (報告内容説明)

委 員 員 長 報告内容に質疑はありませんか。

委 員 員 教育委員会5月臨時会・協議会の時間は何時なのか確認したい。

企画管理課長 午後1時からの開催を予定している。

委 員 員 施設担当部が市長賞をいただいたというのを説明してもらいたい。

施設担当部長 平成25年度に退職したものを含めて全員に市長賞をいただいた。なお、市長には工事現場の視察に着ていただくことになっている。

委 員 員 スポーツ特別賞・スポーツ賞表彰は誰が受賞したのか。

企画管理課長 スポーツ特別賞は4名の生徒である。ジュニアオリンピックの陸上競技大会で優勝した生徒や、高校総合体育大会のテニス大会で優勝した生徒、ジュニアオリンピックの水泳競技の400メートルで優勝された生徒等が表彰された。

また、スポーツ賞の表彰は高等学校の定時制・通信制の体育大会のソフトテニス男子団体に準優勝した生徒や陸上競技で準優勝した生徒が表彰されている。

委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

委員長 次に、「日程第2 議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

(傍 聴 者 退 席)

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

委員長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これもちまして、尼崎市教育委員会4月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時28分)

尼崎市教育委員会4月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。